



【951】

共同相続における投資信託受益権等の取扱い

最高裁第三小法廷平成26年2月25日判決

(平成23年(受)2250号、共有物分割請求事件、民集68巻2号173頁、判時2222号53頁、判タ1401号153頁)

第一審：熊本地裁平成22年10月26日判決(平成22年(ウ)558号、金判1438号17頁)

原 審：福岡高裁平成23年8月26日判決(平成22年(ネ)1160号・平成23年(ネ)572号、金判1438号15頁)

共同相続における権利関係の帰属については、分割できるものはできる限り分割して相続人に直接帰属させる、という解釈が伝統的な最高裁判例であるが、投資目的の各種の権利については、契約の目的と内容とによって、異なる解釈を行う余地が生じてくる。本件は、投資信託受益権及び個人向け国債に係る権利について、相続時に当然に分割されることはないと判示したものであり、本件の後に出された最二小判平成26・12・12(平成24年(受)2675号)判時2251号35頁とあわせて、相続法の解釈における重要な参考判例となるとともに、共同相続全体の解釈についても、改めて理論的な再検討の余地を生じさせるものと思われる。

《事 実》

原告・被控訴人・上告人Xら3名と、被告・控訴人・被上告人Yは、いずれも平成17年9月30日に死亡した亡Aの子である。亡Aの法定相続人は、Xら及びYの4名であり、その法定相続分は各4分の1である。Aの遺産には、不動産、絵画古銭等の骨董品、預貯金、現金等のほか、本件で問題となった各種有価証券が含まれていた。Yは、亡Aの遺産の分割等の審判を申し立て、本件有価証券目録に記載された、本件国債、本件投信受益権、及び本件株式(以下、これらを併せて「本件国債等」という)を、いずれもXら及びYが各持分4分の1の割合で共有することを内容とする遺産の分割等の審判が確定した(熊本家審平成20・7・10(平成19年(家)4015号・4016号・4027号)、福岡高決平成21・3・23(平成20年(ウ)258号))。

本件は、XらがYに対し、①主位的請求として、本件国債等の共有物分割を求めるとともに、②予備的請求として、本件国債及び本件投信受益権につきXらとYが4分の1ずつ分割して取得することができるようにする手続を行うことならびに本件株式につきXらが4分の1ずつ分割して取得することができるよう名義書換手続を行うことを求めた事案である。

第一審は、絵画については県立美術館への寄託を全相続人が合意しているとして共有状態を維持する

一方、その他の遺産については全て口頭弁論終結時の評価に従って現物分割すべき旨の判断を下した。これに対して、原審は、①上記主位的請求につき、本件国債等はいずれも亡Aの相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割され、共同相続人の準共有となることがないから、本件遺産分割審判は、本件国債等が4分の1の割合に相当する金額、口数又は数に分割されてXら及びYに帰属している旨を確認したにすぎないものと解するのが相当であるなどとして、主位的請求に係る訴えを不適法なものとして却下し、②Xらが、Yに対し、実体法上、Xらが主張するような権利を有するものとは認められないとして、予備的請求に係る訴えを不適法なものとして却下した。Xらが、本事案に関する下級審判例が分かれていること等を理由として、上告受理申立。

《判 旨》

破棄差戻し

1 「株式は、株主たる資格において会社に対して有する法律上の地位を意味し、株主は、株主たる地位に基づいて、剰余金の配当を受ける権利(会社法105条1項1号)、残余財産の分配を受ける権利(同項2号)などのいわゆる自益権と、株主総会における議決権(同項3号)などのいわゆる共益権とを有するのであって〔最大判昭和45年7月15日昭和42年(ウ)1466号民集24巻7号804頁〕、このような株式に含まれる権利の内容及び性質に照らせば、共同相

続された株式は、相続開始と同時に当然に相続分に
応じて分割されることはないものというべきである
〔最一小判昭和45年1月22日昭和42年(特)867号民集24
巻1号1頁〕。」

2 「本件投信受益権のうち、本件有価証券目録
記載3及び4の投資信託受益権は、委託者指図型投
資信託（投資信託及び投資法人に関する法律2条1
項）に係る信託契約に基づく受益権であるところ、
この投資信託受益権は、口数を単位とするものであ
って、その内容として、法令上、償還金請求権及び
収益分配請求権（同法6条3項）という金銭支払請
求権のほか、信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は
謄写の請求権（同法15条2項）等の委託者に対する
監督的機能を有する権利が規定されており、可分給
付を目的とする権利でないものが含まれている。こ
のような上記投資信託受益権に含まれる権利の内容
及び性質に照らせば、共同相続された上記投資信託
受益権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて
分割されることはないものというべきである。」「ま
た、本件投信受益権のうち、本件有価証券目録記載
5の投資信託受益権は、外国投資信託に係る信託契
約に基づく受益権であるところ、外国投資信託は、
外国において外国の法令に基づいて設定された信託
で、投資信託に類するものであり（投資信託及び投
資法人に関する法律2条22項）、上記投資信託受益
権の内容は、必ずしも明らかではない。しかし、外国
投資信託が同法に基づき設定される投資信託に類す
るものであることからすれば、上記投資信託受益権
についても、委託者指図型投資信託に係る信託契約
に基づく受益権と同様、相続開始と同時に当然に相
続分に応じて分割されることはないものとする余地
が十分にあるというべきである。」

3 「本件国債は、個人向け国債の発行等に関す
る省令2条に規定する個人向け国債であるところ、
個人向け国債の額面金額の最低額は1万円とされ、
その権利の帰属を定めることとなる社債、株式等の
振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又
は記録は、上記最低額の整数倍の金額によるものと
されており（同令3条）、取扱機関の買取りにより
行われる個人向け国債の中途換金（同令6条）も、
上記金額を基準として行われるものと解される。そ
うすると、個人向け国債は、法令上、一定額をもっ
て権利の単位が定められ、1単位未満での権利行使
が予定されていないものというべきであり、このよ
うな個人向け国債の内容及び性質に照らせば、共同
相続された個人向け国債は、相続開始と同時に当然
に相続分に応じて分割されることはないものという
べきである。」

4 「以上のとおり、本件国債等は、亡Aの相続
開始と同時に当然に相続分に応じて分割されること
がないものか、又はそう解する余地があるものであ
る。そして、本件国債等が亡Aの相続開始と同時に
当然に相続分に応じて分割されるものでなければ、
その最終的な帰属は、遺産の分割によって決せられ
べきことになるから、本件国債等は、本件遺産分
割審判によってXら及びYの各持分4分の1の割合
による準共有となったことになり、Xらの主位的請
求に係る訴えは適法なものとなる。」「以上と異なる
見解の下、本件国債等が亡Aの相続開始と同時に当
然に相続分に応じて分割されるとしてXらの主位的
請求に係る訴えを却下した原審の判断には、判決に
影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。」「
そこで、更に審理を尽くさせるため、本件を原審
に差し戻すこととする。」

《研究》

1 本判決は、共同相続における財産の帰属の解
釈に関して、投資信託受益権、株式、及び国債につ
いて、それぞれ、監督的権利の存在（投資信託受益
権）、共益権の存在（株式）、及び、法令上の権利行
使の単位（国債）を理由として、これらの権利が相
続開始と同時に共同相続人に当然に分割されること
はなく、遺産分割協議の対象となると判示した最高
裁判例である¹⁾。本判決は、投資信託受益権の相続
法上の取扱いについて、これまで分かれてきた下級
審判例²⁾に対して統一的な解釈を示すものであり、
かつ、本判決の後に下された、最一小判平成26・
12・12（平成24年(受)2675号³⁾）において、遺産分割協
議が継続しているうちに投資信託受益権に係る信託
契約が満期を迎え、それ自体は分割可能な財産とし
ての金銭に転換した場合であっても、なお当該財産
は遺産分割協議の対象となる、との判示が行われた
ことにより、投資信託受益権に関する相続実務上の
取扱いは、ほぼ確定したものと考えて差し支えない。

このように、本判決は、共同相続の実務に対して
極めて明確な影響を与えるものであるが、後述のと
おり、共同相続に関する財産の帰属の原則的な取扱
いとの差異が明確となる分、共同相続人間で遺産分
割協議が難航した場合における実務上の対処につい
ては、逆に議論の余地を残す可能性があるものと思
われる。

2 共同相続における相続財産の帰属に関する原
則として、最高裁が判示してきた考え方は、最一小

判昭和29・4・8（昭和27年(オ)1119号）民集8巻4号819頁が判示した、金銭債務は相続開始時に相続分に応じて各相続人に分割されて帰属する、というものである。この考え方は、連帯債務についても基本的に適用され、最二小判昭和34・6・19（昭和32年(オ)477号）民集13巻6号757頁において、連帯債務者の相続人は、相続分に応じて分割された範囲で連帯債務を各々負担すべき旨が判示されている。

これに対して、郵便局の定額貯金について、当時の適用法令上の権利行使の構造からして、相続と同時に当然に相続分に応じて分割されるものでないとした、最二小判平成22・10・8（平成21年(受)565号）民集64巻7号1719頁⁴⁾が出されていることから考えて、契約や法律の規定によって権利行使が制限されている財産や、一体的な権利行使ないし義務の履行が予定されている財産については、相続開始時に相続分に応じて当然に分割されるものでないとする判断が下される可能性があることは、一般論として予測されていた。もっとも、そのような取扱いを行うべき理論的根拠については、本件の判示を見れば明らかなどおり、具体的な権利によって考え方が区々とならざるを得ず、また、全体を一貫する理論的基盤がなくとも、個々の財産に関する個別の判断が安定していれば実務としては特に支障が生じないことから、この点に関する理論的な検討が、これまで十分なされてきたかについては、やや心許ない部分がないではない。

他方、以上とは別に、特に預金債権を取扱う金融実務では、共同相続人間の権利関係の争いに巻き込まれることを事実上避けるため、共同相続の対象となった預金債権については、前記の確定した最高裁判例にもかかわらず、全相続人が一体的に権利を行使した場合か、あるいは、遺産分割協議が調ったことにより当該預金債権の帰属が明確となっている場合を除いて、個々の共同相続人による個別の権利行使に対して、事実上応じない取扱いを行ってきた。従って、各相続人が預金全体について取引開示請求権を有するとされること⁵⁾は格別、具体的な預金の払戻しに関しては、「相続開始と同時に相続財産に応じて分割される」とは必ずしも言えない状況が、実務上継続されているわけである。

3 現行民法上、死者には権利能力がなく、かつ、相続において「死者の財産」という概念が、相続人が不存在である場合に設立される相続財産法人を除いて法律上確立していないこと（民法1条の3・892条・951条以下参照）、また、現行民法が多数当事者の債権関係について個人主義に立脚し、分割

債権債務を原則としていること（民法427条）からすれば、共同相続における財産の帰属に関するこれまでの最高裁判例は、理論的な解釈としては概ね一貫していると考えざるを得ない。また、本判決で判示されたような、財産の性質や法律関係の構造によって相続開始時に当然分割されてないものが生じてくることも明らかであり、その点でも最高裁の判断が理論的に誤っているわけではない。

しかしながら、遺産分割協議の現実の局面を考えると、最高裁判例に忠実に従うことには、やや不安要素が伴うことも、同時に指摘されるべきである。すなわち、最高裁判例に忠実に従えば、分割可能な財産は相続開始と同時に当然に各相続人に分割され、当然に分割されない財産のみを対象として遺産分割協議を行うべきこととなるが、かかる遺産分割協議において、協議が難航した場合のみならず、当該財産の現実的な分割が困難であるような場合には、「相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割され」た筈の財産を含めて、調整を図る必要が実務上生ずることとなる。そして、この際、かかる調整のために最も有用な財産が、現金及び金銭債権であることは明らかである以上、上記の最高裁判例は、理論的にはともかく、実務上はなお妥当性を論ずる余地があるものと言うべきである。さらに、民法906条は、遺産分割における原則として、「遺産の分割は、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮してこれをする」と規定しており、数量的あるいは経済価値的に分割可能な財産であっても、共同相続人の置かれた個々の状況によっては、当該数量ないし経済的価値にのみ従って分割すべきことが当然であるかについて、なお議論の余地があるものと考えられる。

4 以上のとおり、共同相続における財産の帰属に関しては、「現行民法が個人主義に立脚している」ことから硬直的に解釈を導くことが、理論的一貫性についてはともかく、実務的妥当性を常に確立できるとは限らないように思われる。従って、本判決の判例としての位置づけに対する評価とは別に、より大きな相続法上の問題として、個々の共同相続人の実情に応じた柔軟な解釈の可能性を、理論上改めて検討することは、今後における実務上の妥当性を高めるために、有益となるものと思われる⁶⁾。

ただし、その際には、現行相続法における支配的な解釈が暗黙の裡に前提していると思われるところの、(ア)相続における財産関係も取引と同様、個人対個人の関係の集積によって構成されており、(イ)全て

の財産は経済的価値として一律の基準で等価に分割可能である、との理論的観点それ自体に対して、正面から疑問を投げかけることが、再度必要となってくるであろう。

5 本判決による差戻しを受けた福岡高裁は、国債については単位（1万円）毎、受益権については口数でなく持分割合、株式については株数を基準として財産を分割すべき旨の判決を下した（福岡高判平成26・9・16（平成26年(※)195号））。これに対して、Yは訴権の濫用を主張して再度上告したが、最高裁は上告棄却決定をし（最一小決平成27・2・19（平成26年(※)1957号））、本件訴訟は終結した。

- 1) 本件の評釈として、原恵美・ジュリ臨増1479号（平成26年度重判）87頁、青竹美佳・判評682号19頁（判時2271号165頁）、長秀之・NBL1036号76頁、香月裕彌・NBL1022号4頁、山下純司・金法2009号43頁、吉谷晋・金法2000号186頁、鈴木健之・金法1997号102頁、藤原彰吾・金法1995号4頁、谷健太郎・金法1993号4頁、田中亘・ジュリ別冊225号（民法判例百選Ⅲ 親族・相続）134頁、奈良輝久・法の支配175号102頁、伊室亜希子・明治学院大学法律科学研究所年報31号199頁、村重慶一・戸籍時報726号83頁、平林美紀・リマークス50号70頁、本山敦・月報司法書士512号49頁、山下純司・法教408号62頁、堂園昇平・銀行法務773号10頁、黒田直行・JA金融法務520号48頁、小笠原耕司ほか・銀行実務44巻5号38頁、奈良輝久・銀行法務771号4頁、浅井弘章・銀行法務771号54頁、潮見佳男・金法2001号（金融判例研究24号）7頁、宮本誠子・法教別冊413号24頁（判例セレクト2014 I）、浅井弘章・銀行法務784号34頁、松尾弘・法セ724号118頁がある。
- 2) 受益権が可分な財産であり、個々の相続人が単独で自己の持分に関する権利を行使できるとする裁判例として、(a)大阪地判平成18・7・21（平成17年(ウ)11967号）金法1792号58頁、(b)熊本地判平成21・7・28（平成19年(ウ)1174号）金法1903号97頁（後記(c)の原審）。逆に、受益権は不可分な財産であり、全相続人が一致して権利行使をする必要があるとする裁判例として、(c)福岡高判平成22・2・17（平成21年(※)720号）金法1903号89頁（前記(b)の控訴審）、(d)福岡地判平成23・6・10（平成22年(ウ)5932号）金法1934号120頁。なお、これらの裁判例は、いずれも下級審段階で確定しており、最高裁の判断は示されていない。
- 3) 判時2251号35頁、判タ1410号66頁。同事件の評釈として、長秀之・NBL1054号92頁、藤原彰吾・金法2012号4頁、鈴木健之・金法2011号86頁、山下純司・金法2009号43頁、山下真弘・金判1477号2頁、小川恵・同志社法学67巻6号191頁、潮見佳男・金融判例研究25号（金法2022号）55頁、松尾弘・法セ727号118頁、浅井弘章・銀行法務782号64頁、水野貴弘・民事判例11号108頁がある。
- 4) 同事件についての評釈として、石丸将利・最判解平成22年度民事篇587頁、同・曹時65巻5号79頁、同・ジュリ1428号106頁、同・ジュリ増刊（最高裁時の判例7）241頁、宗宮英俊・NBL953号66頁、松川正毅・判評634号16頁（判時2127号162頁）、大澤一記・金判1436号40頁、高部真規子・金判1369号8頁、中田裕康・法協129巻11号2755頁、岩藤美智子・民商149巻6号623頁、伊藤栄寿・法政論集（名古屋大学）250号155頁、内海博俊・法教別冊378号（判

- 例セレクト2011 II）31頁、川嶋四郎・法セ689号128頁、村重慶一・戸籍時報674号92頁、青竹美佳・月報司法書士475号62頁、吉岡伸一・金融判例研究21号（金法1929号）7頁、浅井弘章・銀行法務727号52頁、堤龍弥・リマークス43号118頁、金亮完・速報判例解説9号（法セ増刊）97頁、浅井弘章・銀行法務742号35頁、森永淑子・成城法学81号214頁、中島弘雅・法学研究（慶應義塾大学）86巻6号151頁、田中康博・神戸学院法学42巻3=4号115頁がある。
- 5) 最一小判平成21・1・22（平成19年(優)1919号）民集63巻1号228頁。同事件についての評釈として、田中秀幸・最判解平成21年度民事篇54頁、同・曹時64巻6号73頁、水野貴浩・判タ1298号78頁、鎌田泉・判タ別冊29号（平成21年度主要判例解説）84頁、野村豊弘・ジュリ臨増1398号（平成21年度重判）95頁、須藤克己・金法1999号148頁、古川徹・金法1942号86頁、浅生重機=潮見佳男ほか〔座談会〕・金法1871号6頁、関沢正彦・金法1865号6頁、堂園昇平・金法1864号4頁、毛塚重行・金判1436号60頁、福井修・金判1336号26頁、遠藤曜子・金判1321号20頁、清水恵介・金判1311号194頁、石綿はる美・法協128巻1号252頁、岩藤美智子・民商143巻1号72頁、石畝剛士・法政理論（新潟大学）43巻2号39頁・44巻1号17頁、横田壽男・ほうむ56号95頁、吉田光硯・リマークス40号34頁、村重慶一・戸籍時報649号71頁、冷水登紀代・月報司法書士453号36頁、須磨美博・銀行法務710号16頁、大久保博・ケース研究301号144頁、益井公司・JA金融法務461号20頁、吉岡伸一・銀行法務708号32頁、吉永一行・法セ657号124頁、塩崎勤・民事法情報274号45頁、鈴木知法=万本陽子・銀行法務704号4頁、高橋恒夫・銀行法務702号40頁、渡辺隆生・銀行法務702号1頁、瀬戸祐典・ファイナンシャルコンプライアンス39巻5号20頁、宇津木旭・JA金融法務453号38頁、谷本誠司・銀行法務700号62頁、吉岡毅・銀行法務700号24頁、沢野忠・JA金融法務452号4頁、堂園昇平・金融判例研究19号（金法1876号）7頁、静岡県信連金融相談部・JA金融法務463号40頁、谷本誠司・銀行法務714号25頁、加来輝正・銀行法務713号28頁、森永淑子・福岡大学法学論叢54巻4号337頁、瀧浪武・JA金融法務468号16頁、渡辺久・ファイナンシャルコンプライアンス40巻7号54頁、石川里紗=石塚重臣・民事研修637号14頁、高秀成・慶應法学19号537頁、浅井弘章・銀行法務737号4頁、渡辺達徳・法教別冊353号（判例セレクト2009 I）20頁、伊藤栄寿・法政論集（名古屋大学）250号155頁がある。
 - 6) その際、現行相続法の基本的立場を覆して、相続の対象となる遺産を「死者の財産」であるとする理論的観点に立つことが果たして妥当であるか否かについては、現行相続法の形成過程における議論や諸外国における議論を総合的に検討する必要があるため、今後の課題とせざるを得ない。

（ほしの・ゆたか 筑波大学准教授）